

県立中部病院南病棟 外気空調機取替修繕工事

2020

沖縄県立中部病院

図 面 目 録			
図 面 番 号	図 面 名 称	縮 尺	
		A－1	
M－00	図 面 目 録	N / S	
M－01	特 記 仕 様 書 ①	N / S	
M－02	特 記 仕 様 書 ②	N / S	
M－03	特 記 仕 様 書 ③	N / S	
M－04	特 記 仕 様 書 ④	N / S	
M－05	配 置 図 ・ 案 内 図	N / S	
A－06	屋 上 平 面 図	S＝1 / 100	
A－07	屋 上 外 気 空 調 機 器 ダ ク ト 図	S＝1 / 50	
A－08	ナ ー ス 系 統 空 調 機 器 平 面 図	S＝1 / 50	
A－09	人 工 透 析 系 統 空 調 機 器 平 面 図	S＝1 / 50	
A－10	病 室 系 統 空 調 機 器 平 面 図	S＝1 / 50	
A－11	更 衣 室 系 統 空 調 機 器 平 面 図	S＝1 / 50	

[illegible]

4 その他 (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成時においても同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう。労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様に義務を負う旨を定めなければならない。 (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成9年1月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事の遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。 (3) ツンデーレスボンスの実施 ア この工事はツンデーレスボンス実施対象工事である。ツンデーレスボンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。 ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。 エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。 (4) 工事監督業務の一部委託 ア 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第9条に基づき「監督員（以下「監督員」という。）が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの（以下「管理技術者等」という。）が監督業務の一部を実施する。 イ 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等（以下「現場代理人等」という。）は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示・承諾、協議及び確認の適否等を行う権限を有しない。 ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。 エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱について 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更計画額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用する努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の優先使用 受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通じて関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設	4 その他 (1) 公共事業労務費調査に対する協力 ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成時においても同様とする。 イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。 ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう。労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様に義務を負う旨を定めなければならない。 (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成9年1月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。 ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。 イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。 ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事の遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。 (3) ツンデーレスボンスの実施 ア この工事はツンデーレスボンス実施対象工事である。ツンデーレスボンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。 ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。 エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。 (4) 工事監督業務の一部委託 ア 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第9条に基づき「監督員（以下「監督員」という。）が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの（以下「管理技術者等」という。）が監督業務の一部を実施する。 イ 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等（以下「現場代理人等」という。）は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示・承諾、協議及び確認の適否等を行う権限を有しない。 ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。 エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱について 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更計画額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。 (6) 県産資材の優先使用 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用する努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。 (7) 下請業者の優先使用 受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。 (8) 不発弾等発見時の処理について 本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通じて関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設
---	---

章 項 目		特 記 事 項
業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。なお、これについては、下請業者へも周知すること。 (9) ダンプトラック等による過積載等の防止について ア 工事用資器材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。 イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 エ さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。 オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。 (10) 不正給油の使用禁止等について ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正給油(地方税法第144条の32条の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。 イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。 (11) 設計図書における資材等の取扱いについて ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。 イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督員の承諾を得るものとする。 ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入れ者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考仕様」として提示するものである。		
一般共通事項	① ① 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額500万円未満の工事については、工事については、登録を要しない。
② ② 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(平成31年版)(国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修) ※営繕工事写真撮影要領(平成31年版) ※(建築、電気設備、機械設備)工事管理指針(平成28年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿(平成30年版)(一般社団法人公共建築協会)	
③ ③ 別契約の関連工事	(1) 関連工事との取り合いは、別表一による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障がきたさないように、施行に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	
④ ④ 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の施工に備え工事現場を保全すること。	

[illegible]

章		特記事項		章	項目	特記事項		章	項目	特記事項																
⑮	機材の品質等 (1. 4. 2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。 技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。 ○ 配管施工（建築配管作業） ○ 熱絶縁施工（保温保冷工事作業） ○ 冷凍、空調調和機器施工（冷凍、空調調和機器施工業） ○ 建築板金施工（ダクト板金作業）		24	機械その他 (1. 7. 4)	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。		⑧	⑧	その他	(1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。 (2) 以下の負担金は請負者の負担とする。 ・ 水道引込に係る負担金（円） ・ ガス引込に係る負担金（円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による※															
	⑰ 技能士				⑳ 施工				1	空調調和機	室内機は、図示された場合を除き以下による。 ※ 耐塩処理を施す。（原則、県内工場施工。5年間保証。） ※ 端子版にヤモリガード対策を施す。 図示されていない制気口の材質は、（ ・ 銅板 ・ アルミニウム板）とする。 長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、（ ・ アンギュラフラτζ ・ コーナーボルト（ ・ 共板フラτζ ・ スライドオンフラτζ ）工法とする。 風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。 ・ 送風機吐出側 ・ 送風機吸込み側 ・ 外気取入れダクト															
	20 化学物質の濃度測定 (1. 5. 7)	(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所は以下により実施する。 ・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（国営整第4号平成24年4月5日） ・「学校における室内空気汚染対策について」（ <table><tr><td>測定対象室</td><td>測定箇所数</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			測定対象室	測定箇所数	備考								28 磁気探査			2	制気口							
	測定対象室	測定箇所数	備考																							
21 技術検査 (1. 6. 2)	(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。 中間技術検査を行う。実施回数及び治税する段階は以下による。 (<table><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>)					㉑ その他	(1) 承諾図を提出する際は必ず設計図書と照らし合わせながらチェックマーク（✓）を記入したものを提出すること。 又、配管・配線等を使用する名称にカラーマークで示す。 (2) 図面内にメーカー用製造番号は参考程度とする。 (3) 空調機器等の電源供給は指定されたメーカーの電源は様を確認すること。 (4) 既設建物への配管の接続等がある場合は、必ず着手前に事前調査を行い問題がないかを報告すること。 (5) 施工に関連した粉塵等に含まれる、感染性粒子によって引き起こされる真菌感染症の防止対策のため、感染症専門職員の指導の下、対策を実施すること。		3	ダクト	(2. 2. 1)															
⑳ 完成時の提出図書 (1. 7. 1)	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することという。ここである電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化ファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上、決定すること。 (3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書 (4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。		②	① 総合調整 (1. 3. 2)	総合調整は以下の項目を行うこと。 ○ 風量調整 ○ 水量調整 ○ 室内外空気の温湿度の調整 ○ 室内気流及びじんあいの調整 ○ 騒音、振動の調整 ・ 飲料水の水量の調整 ○ 運転状態（総合調整結果）の記録 ※ 管材は別表一2による。ただし、図示されたものを除く。 ・ 地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・ フスワフル舗装以外の地中埋設標は、（ ・ コンクリート製 ・ 鉄製）とする。 図示及び契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類別、施工箇所等は図示による。 露出部分は全て塗装を施すこと。		⑤	設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による <table><tr><th colspan="2">外気</th><th colspan="2">室内（ ）</th></tr><tr><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td><td>温度（℃）</td><td>湿度（％）</td></tr><tr><td>夏季</td><td>32.8℃</td><td>68.3％</td><td>26.0℃</td></tr><tr><td>冬季</td><td></td><td></td><td>50.0％</td></tr></table> ※加湿装置の設置は除外とする。		外気		室内（ ）		温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）	夏季	32.8℃	68.3％	26.0℃	冬季			50.0％
外気		室内（ ）																								
温度（℃）	湿度（％）	温度（℃）	湿度（％）																							
夏季	32.8℃	68.3％	26.0℃																							
冬季			50.0％																							
23 情報共有システムの使用	本工事は沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 ：Microsoft Windows 8/10 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県GALシステムの利用にあつては、1件当たり67,000円に消費税相当額を加えた使用許諾料を「沖縄県GALシステム運営業務」を受諾している者に支払うこと。 (3) 沖縄県GALシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。		⑦	土工事 (4. 2. 1)	・ 足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 残土処分は、（※構外適切処分 ・ 構内敷ならし）とする。		⑥	その他																		

別表－1（関連工事との取り合い）

工事内容		本工事	別途工事
	機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置（課題、フンカーボルトを除く）	・	※
	屋上設置（課題、フンカーボルトを除く）	・	※
	屋外設置（課題、フンカーボルトを除く）	※	・
	架台、フンカーボルト	※	・
	スリープ	※	・
貫通スリープ（はり、床、壁）	補強鉄筋	・	※
	スリープの穴理め	※	・
	箱入れ	※	・
箱入れ（はり、床、壁）	補強鉄筋	・	※
	型枠の穴理め	※	・
	墨出し	※	・
天井、壁切り込み	下地組み、ボード類切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）	・	※
	開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	※
インサート	インサート	※	・
外気取入ガ拉里	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※
換気扇の取付け	換気扇の取付け	※	・
	機器付屋の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・
	機器付屋の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※
電気配管配線	天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配線	・	※
	上記の配線	※	・
	パツケージ型空気調和器などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	電極棒及びフロースイッチの本体	※	・
自動制御	上記の配管、配線	・	※
	電気配管	・	・
	電気配線	・	・
	電源供給	・	※
	コンクリート躯体	・	・
浄化槽	基礎コンクリート	※	・
	基礎杭	・	・
	根切り、埋戻し	※	・
	残土処理	※	・
	防護柵	・	・
身障者用すりすり	土止め工事	・	・
	保護砂	・	・
	湧水処理	・	・
	送風機室（換気用送風機を含む）	・	・
	操作盤までの1次側電気工事	・	・
桶	操作盤以降の2次側電気工事	※	・
	ルーフトレイン及び立て桶	・	※
	立て桶接続用埋設構引管	・	※
	台所流し台、手洗い流し台（SUS入研ぎ共）	・	※
	上記配管接続	※	・
流し類	衛生陶器メーカー規格外の物	※	・
化糞罐	はめ込洗面器カウンター	※	・
カウンター	衛生器具廻り	※	・
身障者用すりすり	その他すりすり	・	※

※配線は接続を含むものとする。

特記事項

- 空調機器、換気機器、衛生機器、器具類及び配管、ダクト等の設備機器全ての撤去を行う。又配管撤去等により使用建物へ支障がないよう仕切り止め等を行う。
- 配管撤去等による使用建物の損傷部分は現状復旧を行う。
- 保温材は、配管・ダクト等より分離する。
- ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
- ダクト及び配管等の接続用ガスケット、パッキン・吊りボルト等は適切な処理を行うこと。
- 冷 媒（フロン系の破壊）
 - 1）冷媒の破壊処理は、フロン回収破壊法に基づき許可されたフロン類破壊業者により行う。
 - 2）フロン類破壊業者許可書
 - 2）監督員に次の書類の写しを提出すること。
- フロン破壊数量の記録

7.撤去された再生材は、再資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建築副産物適正処理推進条例に従い適切に処理する。

8.工事の着手、施行、完了にあたり関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

9.アスベストの調査及び除去に関しては、監督員と協議すること。

別表－2（管材）

用途	施工箇所	管材
冷温水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
冷却水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
蒸気管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
高温水管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
油管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管
	地中配管	圧力配管用炭素鋼鋼管
フライング管	屋内一般配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	機械室・便所配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	地中配管	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管）
冷媒管	屋内一般配管	冷媒・被覆銅管
	機械室・便所配管	冷媒・被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	冷媒・被覆銅管
	地中配管	冷媒・被覆銅管
給水管	屋内一般配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-IP）
	機械室・便所配管	給水・耐衝撃性ポリ塩化ビニル管（HI-IP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	水道用硬質塩化ビニル管（SGP-VB）
	地中配管	水道用硬質塩化ビニル管（SGP-VB）
給湯管	屋内一般配管	保温付被覆銅管
	機械室・便所配管	保温付被覆銅管
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	保温付被覆銅管
	地中配管	保温付被覆銅管
消火管	屋内一般配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	機械室・便所配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
	地中配管	消火・塩ビ・被覆銅管（SGP-VS）
排水管	屋内一般配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	排水・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
通気管	屋内一般配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	機械室・便所配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
	地中配管	通気・硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
ガス管	屋内一般配管	ポリブレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	機械室・便所配管	ポリブレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	屋外配管（架空、暗渠内、共同構内	ポリブレン・配管用炭素鋼鋼管（白）
	地中配管	ポリブレン・配管用炭素鋼鋼管（白）

特記事項
※冷媒管に断熱材被覆管を使用した場合の断熱材厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする
ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。

※給湯・銅管（保温使用は、公共建築物工事標準仕様書 表2.3.5（Q2.（ロ）.1）関係が500mm未満は、保温厚20mm/㎡以上の保温材巻とする。

1 節 一般事項

1 適用範囲
中部病院南病棟 外気空調機取替修繕工事（機械設備）に適用する。
公共建築物改修工事標準仕様書（平成31年版）、関連法規（建設リサイクル法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法等）及び国土交通省建設リサイクルガイドラインを遵守し、施行を行う。

2 用語の定義
本仕様書において用いる用語の意味は、次のとおりとする。
1）「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体する行為をいう。

- 2）「破壊解体」とは、圧碎機又はブローカー等により、躯体を破壊して解体する行為をいう。
- 3）「転倒解体」とは、壁・柱等の転倒方向を定め脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体する行為をいう。
- 4）「部分解体」とは、カッター又はワイヤー等により、躯体を部材ごと、又は柱と梁等の部材が組み合ったフックごとに、切り離し解体する行為をいう。
- 5）「自立状態」とは、対象となる柱又は壁等が、控となっていた他の梁槽や壁等から切り離され、自立した状態をいう。

2 節 調査・事前措置

1 施工調査

解体施工に係る施工調査は、特別管理処理、再使用、再資源化等に分類し調査を行う。

- 1）設計図書と現場との整合性を調査する。
- 2）施工計画、処理方法
- 3）上記 1） 2）をまとめて報告書作成

2 事前措置

a) 特別管理産業廃棄物がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、改修計画を定め施工計画書に記載する。

b) 建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。

なお、給水管、排水管、消火管、ガス管の供給管等の切断は、次の1）及び2）による。

- 1）切断は、躯体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管類は、一次側をプラグ止めとする。また、切断位置は、記録を残し、監督員に提出する。
- 2）新たに配管等の切り回しが必要となる場合は、監督員と協議する。
- c) 落下するおそれのある付属物は撤去する。
- d) 建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、駆除等を行う。
- e) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による臭気発生を防止する。
- f) 浄化槽、排水槽等で汚水及び汚物の残留がある場合は、回収を行うとともに洗浄を行い、臭気発生と周囲及び地中の汚染を防止する。
- g) 各配管の撤去に関して、周辺に影響のないよう飛散防止又は安全計画指針に準拠すること。

3 節 建築物の解体手順

解体手順は次の1）から7）による。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は手順を変更し監督員に報告する。

- 1）建築設備
- 2）内・外装材
- 3）屋根瓦材等
- 4）躯体
- 5）基礎・杭その他
- 6）構内舗装等
- 7）地下埋設物、埋設配管

4 節 建築設備

機械設備は、次の1）から6）に分別解体する。

- 1）配管及びダクト
- 2）機器類
- 3）保温材
- 4）浄化槽、ユニットバス
- 5）衛生陶器類
- 6）その他の機械設備

5 節 再資源化

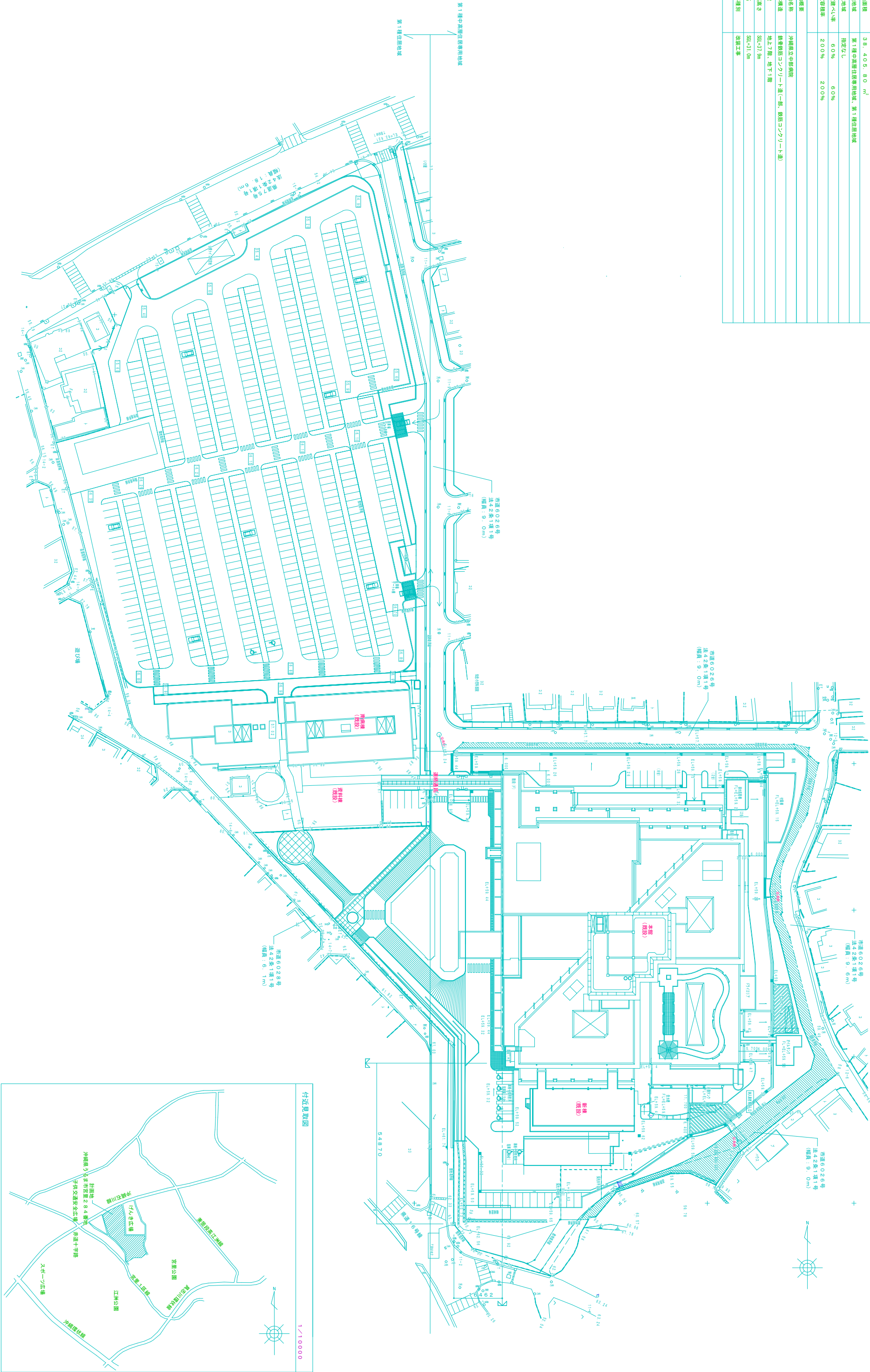
下記の項目については、再資源化を行うものとする。

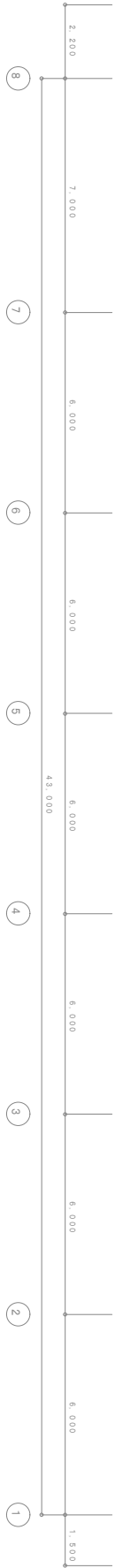
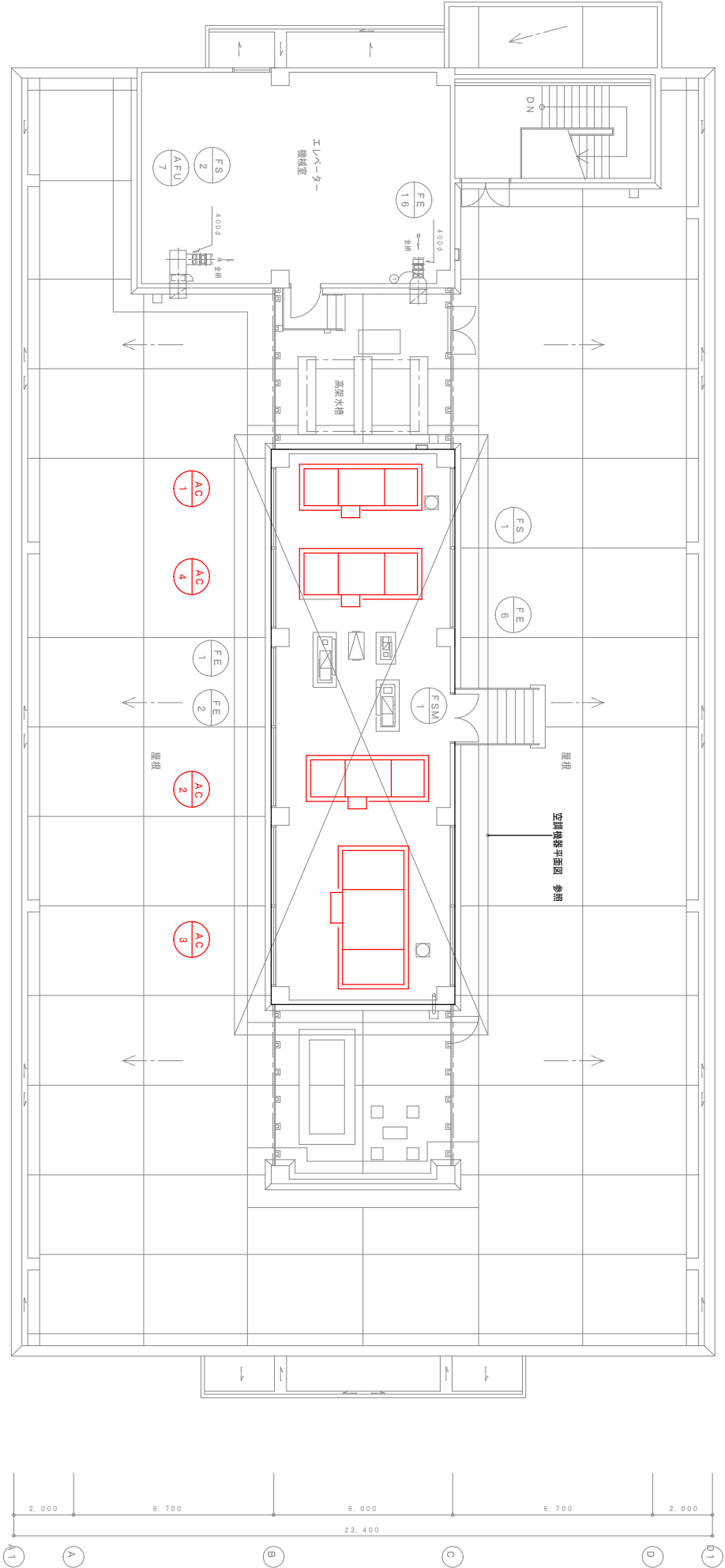
- 1）配管及びダクト
- 2）機器類

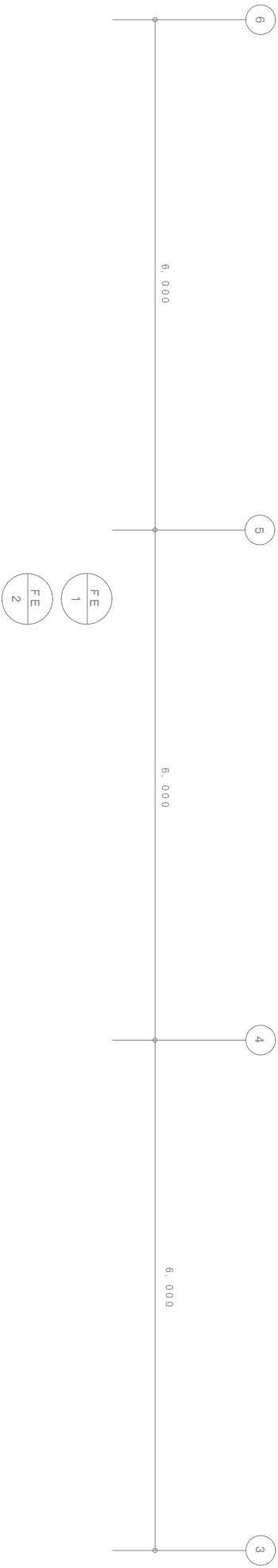
沖縄県立中部病院

日付	2020. 05. 22	工事名称	県立中部病院南病棟 外気空調機取替修繕工事	縮尺	N/5
作図	施設管理技士	図面名称	特記仕様書④	図面番号	M-04

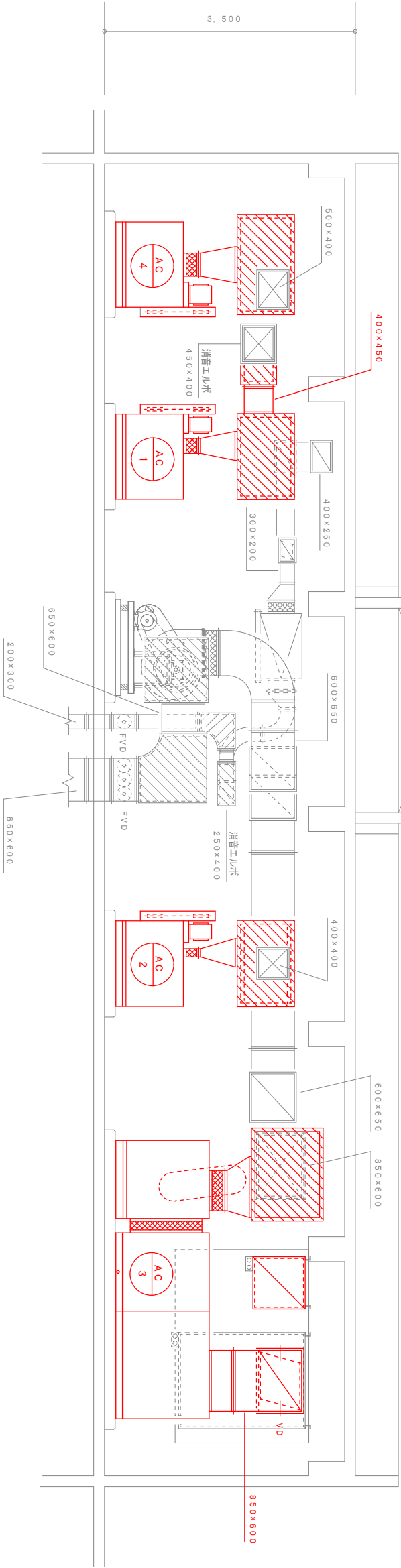
計 画 概 要	
敷地概要	
所在地	沖縄県うるま市宮里281番
敷地面積	38,405.80㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域
防火地域	指定なし
法定建ぺい率	60% 60%
法定容積率	200% 200%
建物概要	
建物名称	沖縄県立中部病院
主体構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（組、鉄筋コンクリート造）
階数	地上7階、地下1階
最高高さ	50.37m
軒高	50.31.0m
工事種別	改築工事







屋上空調機ダクト図



沖繩県立中部病院

日付	工事名称	縮尺
2020. 05. 22	県立中部病院南病棟 外気空調機取替修繕工事	1/50
作図	図面名称	図面番号
施設管理技士 宮平	十一ノ系統空調機器平面図	M-09

沖繩県立中部病院

日付	工事名称	縮尺
2020. 05. 22	県立中部病院南病棟 外気空調機取替修繕工事	1/50
作図	図面名称	図面番号
施設管理技士 宮平	病室系統空調機器平面図	M-11

沖繩県立中部病院

日付	工事名称	縮尺
2020. 05. 22	県立中部病院南病棟 外空調機取替修繕工事	1/50
作図	図面名称	図面番号
施設管理技士 宮平	更衣室系統空調機器平面図	M-12